第四条

1　「対象となる国」とは、経済協力開発機構の開発援助委員会が作成した政府開発援助の受益国の一覧表に掲げられている国又は手続及び実施に関する規則に定める他の国をいう。

2　「対象となる弱い人々」とは、対象となる国における弱い人々をいう。

3　「対象となる産品」とは、人間が消費する産品であって食糧援助が実施される国の関連する政策及び法令（適当な場合には、関連する国際的な食糧の安全上及び品質上の基準を含む。）に適合するもの並びに緊急事態及び復興の初期の段階において食糧上のニーズを満たし、かつ、生計を保護することに貢献する産品をいう。対象となる産品の一覧表は、手続及び実施に関する規則に定める。

4　次条の規定に従って締約国がその最小年間約束量を満たすための拠出の「対象となる活動」は、第一条の規定に適合するものとし、少なくとも次の活動を含む。

(a)　対象となる産品の供与及び配布

(b)　現金及び食糧引換券の供与

(c)　栄養管理

当該対象となる活動の詳細は、手続及び実施に関する規則に定める。

5　次条の規定に従って締約国がその最小年間約束量を満たすための拠出の対象となる「関連費用」は、第一条の規定に適合するものとし、対象となる活動の実施に直接の関連を有する費用であって手続及び実施に関する規則に定めるものに限る。

第五条　約束

1　各締約国は、この規約の目的を実現するため、自国の法令に従って年間の食糧援助の量を決定し、その供与を約束することに同意する。各締約国が約束した量を「最小年間約束量」という。

2　最小年間約束量は、手続及び実施に関する規則に定めるところにより、価額又は数量によって明示される。締約国は、自国の最小年間約束量を最低価額、最小限度の量又は最低価額と最小限度の量との組合せのいずれかにより明示することを選択することができる。

3　価額による最小年間約束量は、締約国が選択する通貨により明示することができる。数量による最小年間約束量は、手続及び実施に関する規則に定める穀物換算量のトン数その他の計量単位により明示することができる。

4　各締約国は、可能な限り速やかに、遅くともこの規約の効力発生の後六箇月以内又はこの規約への加入の後三箇月以内に、最初の最小年間約束量を事務局に通報する。

5　各締約国は、その後の各年における自国の最小年間約束量の変更について、当該変更に係る年の前年の十二月十五日以前に事務局に通報する。

6　事務局は、可能な限り速やかに、遅くとも各年の一月一日までに、最新の最小年間約束量を全ての締約国に通知する。

7　最小年間約束量を満たすための拠出は、可能な限り完全に贈与の形態で行うべきである。締約国の最小年間約束量を満たすために算入される食糧援助に関し、手続及び実施に関する規則に定めるところにより対象となる国及び対象となる弱い人々に供与される当該食糧援助の少なくとも八十パーセントは、完全に贈与の形態で供与する。締約国は、可能な範囲において、この百分率を超えるよう漸進的に努める。完全に贈与の形態で行われない拠出については、各締約国の年次報告において明らかにすべきである。

8　締約国は、この規約による食糧援助に係る全ての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する。

9　締約国は、食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他の物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも黙示的にも関連付けられていないことを確保する。

10　締約国は、自国の最小年間約束量を価額又は数量により明示するいずれの場合においても、当該最小年間約束量を満たすため、この規約に従い、前条に規定する対象となる産品、対象となる活動及び関連費用であって、手続及び実施に関する規則に定めるものに充てるための資金の供与から成る拠出を行う。

11　この規約に基づく最小年間約束量を満たすために行われる拠出は、手続及び実施に関する規則に定めるところにより、前条に規定する対象となる国又は対象となる弱い人々のみを対象とすることができる。

12　締約国の拠出は、二国間援助の形式で又は政府間機関その他の国際機関若しくは他の食糧援助に関する協力者を通じて行うことができるが、他の締約国を通じては行うことができない。

13　各締約国は、自国の最小年間約束量を満たすため、あらゆる努力を払う。締約国がいずれかの年において自国の最小年間約束量を満たすことができなかったときは、当該締約国は、当該年の年次報告に最小年間約束量を満たすことができなかった事由を記載する。当該年に満たすことができなかった最小年間約束量の不足分については、第七条の規定に基づいて設立される委員会が別段の決定を行う場合又は最小年間約束量を満たすことができなかったことが正当とされるような特別の事情がある場合を除くほか、当該締約国の次の年の最小年間約束量に追加される。

14　締約国の拠出が当該締約国の最小年間約束量を超える場合には、その超過分は、当該最小年間約束量の五パーセントを上限として、当該締約国の次の年の拠出の一部として算入することができる。

第六条　年次報告及び情報の共有

1　各締約国は、手続及び実施に関する規則に従い、暦年の終了の後九十日以内に、この規約に基づく自国の最小年間約束量を満たした方法について詳細な年次報告を事務局に提出する。

2　1の年次報告は、文章による解説を含むものとし、当該解説には、締約国の食糧援助の政策、計画及び実施がこの規約の目的及び原則にいかなる方法で貢献しているかに関する情報を含めることができる。

3　締約国は、食糧援助の政策及び計画に関する情報並びに当該政策及び計画に対する評価の結果に関する情報を継続的に交換すべきである。

第七条　食糧援助委員会

1　この規約により、この規約の全ての締約国で構成する食糧援助委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2　委員会は、この規約の原則及び目的に従い、この規約の規定を実施するために必要な決定を公式の会合において行い、かつ、必要な任務を遂行する。

3　委員会は、委員会の手続を規律する規則を採択する。委員会は、この規約が適切に実施されることを確保するため、この規約の規定について更に詳細に定めるための規則を採択することができる。千九百九十九年の食糧援助規約の食糧援助委員会の二千十二年四月二十五日の文書FAC（一一―一二）一は、この規約の最初の手続及び実施に関する規則となる。委員会は、その後手続及び実施に関する規則を修正することを決定することができる。

4　委員会は、公式の会合で討議された事項に関する委員会の決定案にいずれの締約国も正式に反対しないことを意味するコンセンサス方式により、決定を行う。正式の反対は、当該公式の会合において、又は関連する決定案を記録した当該公式の会合の議事録の回章の後三十日以内に、行うことができる。

5　事務局は、手続及び実施に関する規則に従い、毎年、起草され、採択され、及び出版される概要報告書を委員会のために作成する。

6　委員会は、食糧援助の問題、例えば、特に特定の緊急事態及び危機の状況において、食糧上及び栄養上のニーズに対処するために適当かつ適時の資源の提供を約束する必要性について、締約国間で討議する場を提供すべきである。委員会は、他の利害関係者との情報の共有及び他の当該利害関係者への情報の周知を円滑にすべきであり、また、委員会の討議を支援するため、他の利害関係者と協議し、及び他の利害関係者から情報を受領すべきである。

7　各締約国は、事務局からの通知その他の連絡を受領するために代表を指名する。

第八条　委員会の議長及び副議長

1　各年における最後の公式の会合において、委員会は、次の年における議長及び副議長各一人を決定する。

2　議長は、次の責務を有する。

(a)　各公式の会合又は非公式の会合の議事日程案を承認すること。

(b)　公式の会合又は非公式の会合を主宰すること。

(c)　各公式の会合又は非公式の会合を開会し、閉会すること。

(d)　各公式の会合又は非公式の会合の始めに委員会に対し、議事日程案をその採択のために提出すること。

(e)　討議を統轄し、並びに手続及び実施に関する規則に定める手続が遵守されることを確保すること。